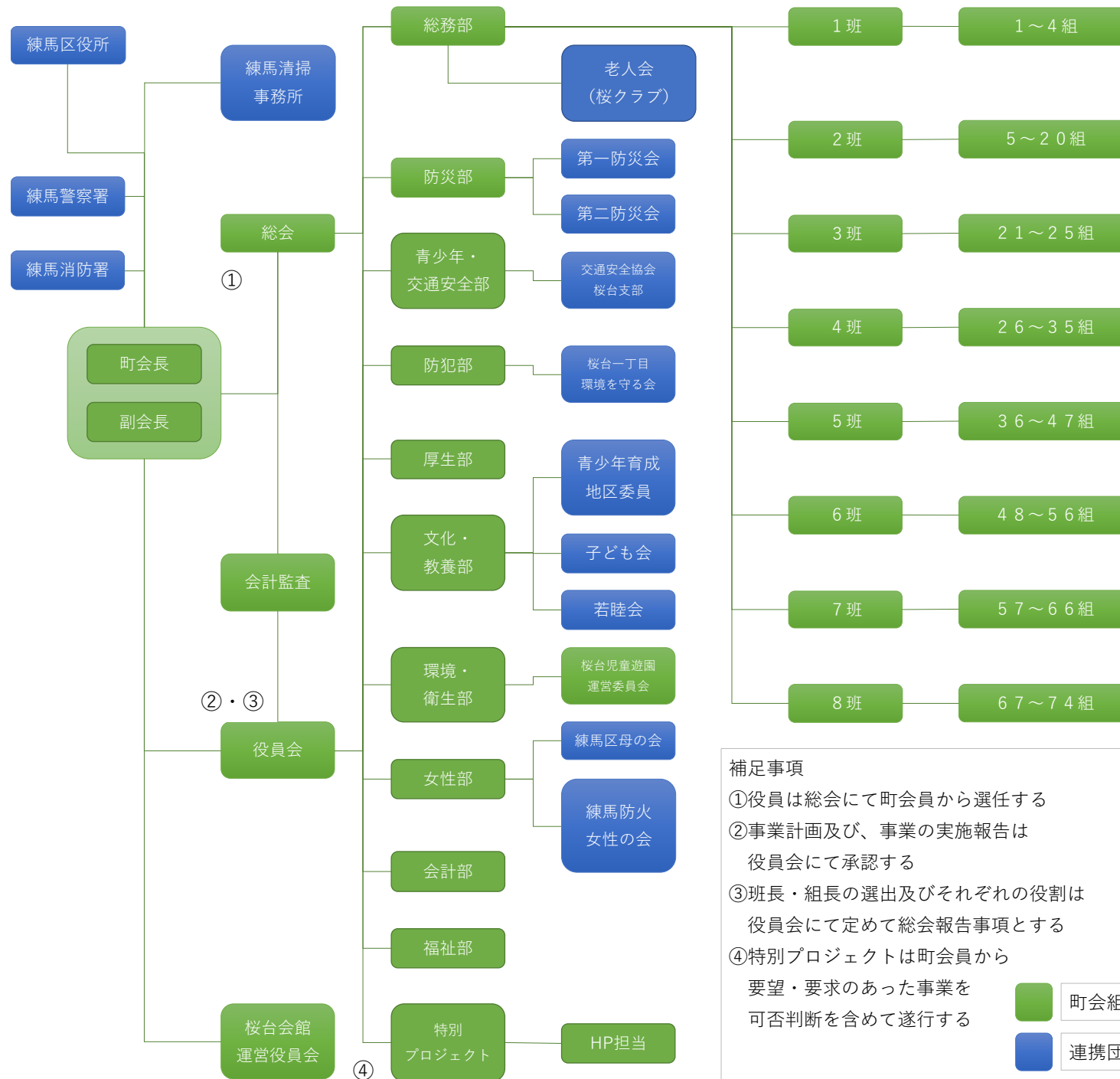




補足事項

- ①役員は総会にて町会員から選任する
- ②事業計画及び、事業の実施報告は
役員会にて承認する
- ③班長・組長の選出及びそれぞれの役割は
役員会にて定めて総会報告事項とする
- ④特別プロジェクトは町会員から
要望・要求のあった事業を
可否判断を含めて遂行する

